㈦　九州横断自動車道長崎大分線の長崎多良見インターチェンジから諫早インターチェンジまでの区間及び長崎バイパスの全区間
㈪　九州横断自動車道長崎大分線の長崎多良見インターチェンジから大村インターチェンジまでの区間
㈫　九州横断自動車道長崎大分線の長崎多良見インターチェンジから大村インターチェンジまでの区間及び長崎バイパスのＡ区間
㈬　九州横断自動車道長崎大分線の長崎多良見インターチェンジから大村インターチェンジまでの区間及び長崎バイパスの全区間
㈭　九州横断自動車道長崎大分線の諫早インターチェンジから大村インターチェンジまでの区間
㈣　長崎バイパスのＡ区間
㈢　長崎バイパスの全区間

⑤　割引相互間の適用関係

イ　マイレージ割引との重複適用関係

本割引を適用した後の料金の額に対してマイレージ割引を適用する。

ロ　深夜割引、休日割引、深夜割引（マイレージ登録）又は深夜割引（マイレージ登録）経過措置との重複適用関係

本割引と深夜割引、休日割引、深夜割引（マイレージ登録）又は深夜割引（マイレージ登録）経過措置の割引適用要件に該当する自動車の場合、深夜割引、休日割引、深夜割引（マイレージ登録）又は深夜割引（マイレージ登録）経過措置は適用しないものとする。

ハ　平日朝夕割引（マイレージ登録）との重複適用関係

本契約の期間内において、本契約における適用区間内外の通行にかかわらず、平日朝夕割引（マイレージ登録）は適用しないものとする。

ニ　障害者割引との重複適用関係

本割引と障害者割引の割引適用要件に該当する自動車の場合、障害者割引は適用しないものとする。

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が平成28年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を令和８年４月１日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

令和８年３月31日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　寺山　　徹

記

1　記〔3〕一．中「せざるを得ない場合」を「せざるを得ないとき」に改める。
2　記〔5〕一．中「令和８年３月31日」を「令和８年９月30日」に改める。
3　記〔8〕中「令和８年３月22日」を「令和８年４月１日」に改める。

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

令和８年阪神高速公告第９号

平成31年阪神高速公告第15号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を令和８年４月１日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年３月31日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　上松　英司

記

1．記〔1〕5⑰⑥を次のように改める。

⑥　記⑤に基づき届出した有料道路の料金に係る社会実験に関する割引

神戸三田線等の交通環境改善のための阪神高速北神戸線料金割引社会実験

イ　割引を適用する自動車

軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車

ロ　割引内容

a　記イに定める自動車においては、下表に掲げる区分及び入口流入時間帯にＡ欄に掲げる出入口とＢ欄に掲げる出入口相互間を通行する場合（ただし、神戸市道生田川箕谷線と兵庫県道高速神戸西宮線とを引き続いて通行する場合は除く。）に、それぞれＣ欄に掲げる割引額を適用する。

区分	入口流入時間帯	A	B	C	
				軽自動車等	普通車
平日（月曜日～金曜日）	６：00以後～10：00前	兵庫県道高速北神戸線　からと西出入口	兵庫県道高速北神戸線　箕谷出入口	90.909円	
		兵庫県道高速北神戸線　からと西出入口	神戸市道生田川箕谷線　新神戸駅出口	109.091円	127.273円
			神戸市道生田川箕谷線　二宮入口、神若出口又は国道２号出入口	100.000円	
			兵庫県道高速北神戸線　藍那出入口	181.818円	
		兵庫県道高速北神戸線　五社出入口	兵庫県道高速北神戸線　箕谷出入口又は神戸市道生田川箕谷線　各出入口		
			兵庫県道高速北神戸線　藍那出入口	272.727円	

b　aに定める割引額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額について、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　割引相互間の適用関係

a　障害者割引を受ける自動車は、本社会実験に関する割引と重複して適用しないものとする。

b　事業者向け大口・多頻度割引を受ける自動車の場合は、本社会実験に関する割引を適用した料金の額に対して事業者向け大口・多頻度割引を適用する。

ニ　割引を実施する期間

令和８年４月１日から令和９年３月31日までの間